

# 目次 Contents

- 労災診療費算定基準とは…………… 2
- 労災診療単価とは…………… 2

## 第1編 基本診療料等

1 療養の給付請求書取扱料……………	8
(1) 療養の給付請求書取扱料……………	8
2 初診料……………	10
(1) 初診料……………	10
(2) 救急医療管理加算……………	13
* 点検しましょう……………	16
3 再診料……………	24
(1) 再診料……………	24
* 点検しましょう……………	26
(2) 外来管理加算の特例……………	28
* 算定しましょう……………	31
* 点検しましょう……………	35
4 入院料……………	37
(1) 入院基本料……………	37
* 点検しましょう……………	42
(2) 労災治療計画加算……………	46
* 点検しましょう……………	47
(3) 入院室料加算……………	48
* 点検しましょう……………	52
(4) 病衣貸与料……………	57
(5) 入院期間が180日を超える入院の取扱い……………	57
(6) 生活療養の取扱い……………	57
* 点検しましょう……………	58
5 入院時食事療養費……………	60
(1) 入院時食事療養費……………	60
* 点検しましょう……………	61

## 第2編 医学管理等・検査料・画像診断料

1 医学管理等……………	64
(1) 再診時療養指導管理料……………	64
* 点検しましょう……………	68
(2) 石綿疾患療養管理料……………	70
(3) 石綿疾患労災請求指導料……………	71
(4) リハビリテーション情報提供加算……………	72
(5) 職場復帰支援・療養指導料……………	74

(6) 職業復帰訪問指導料	76
* 点検しましょう	78
<b>2 検査料</b>	<b>79</b>
(1) 振動障害に係る検査料	79
<b>3 画像診断料</b>	<b>80</b>
(1) コンピューター断層撮影料	80
* 点検しましょう	81

### 第3編

## リハビリテーション料・処置料

<b>1 リハビリテーション料</b>	<b>84</b>
(1) 疾患別リハビリテーション料	84
(2) ADL加算	84
(3) 四肢加算（四肢の傷病に係る加算）	86
* 点検しましょう	87
(4) 標準的算定日数に係る取扱い	89
<b>2 処置料</b>	<b>90</b>
(1) 四肢加算（四肢の傷病に係る加算）	90
* 算定しましょう	96
* 点検しましょう	100
<b>3 リハビリテーション及び処置の特例</b>	<b>109</b>
(1) 処置の特例	109
ア 3部位又は3局所の取扱い	109
イ 湿布処置の取扱い	111
* 点検しましょう	114
(2) リハビリテーション及び処置の併施	116
ア 処置の併施	116
イ リハビリテーション及び処置の併施	118
* 算定しましょう	123
* 点検しましょう	130

### 第4編

## 手術料

<b>1 四肢の傷病に対する手術の特例</b>	<b>132</b>
(1) 四肢加算（四肢の傷病に係る加算）	132
* 算定しましょう	136
* 点検しましょう	140
(2) 手の指に係る手術の特例	146
ア 手の指の創傷処理（筋肉・臓器に達しないもの）	146
イ 手の指の骨折非観血的整復術	148
ウ 手の指に係る同一手術野の取扱い	149
* 算定しましょう	155
* 点検しましょう	167

(3) 手指の機能回復指導加算	170
* 点検しましょう	172
(4) 術中透視装置使用加算	175

## 第5編

### その他の特例

1 処置及び手術に関する特例	178
(1) 初診時ブラッシング料	178
* 算定しましょう	181
* 点検しましょう	183
(2) 固定用伸縮性包帯	184
(3) 頸椎固定用シーネ、鎖骨固定帯及び膝・足関節の創部固定帯	185
(4) 皮膚瘻等に係る滅菌ガーゼ	186
2 精神科専門療法に関する特例	187
(1) 精神科職場復帰支援加算	187
3 その他の特例	187
(1) 労災電子化加算	187

## 第6編

### 労災診療費の請求手続き

1 請求手続き	191
(1) 帳票の種類	191
(2) 記載要領	191
(3) 請求書・レセプトの編綴順序	196
(4) 診療費請求書等の提出先	197
2 その他	198
(1) 証明書料・診断書料等一覧表	198
* 点検しましょう	201
(2) 労災保険における治療用装具等の取扱い	202

## 参考

四肢加算一覧表（リハビリテーション料・処置料・手術料）	206
リハビリテーション及び処置の併施一覧表	208
労災診療費算定基準（平成28年4月1日以降の診療に適用）	209
都道府県労働局（労災補償課）・労働基準監督署所在地、管轄地域一覧	218
都道府県労働局労災補償課（分室）一覧	230

誤った算定 3

①新継再別 ②転帰事由 1 初診 5 1 治癒 3 2 再診 6 2 継続 4 3 転院 7 3 中止 5 4 死亡 8 4 死亡 9		③支払額
④府県所管管轄 基幹番号 枝番号 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇		⑤増減コード及び増減額
⑥生年月日 ⑦傷病年月日 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 2 9 0 2 0 1		⑧増減理由 ⑨決定年月日
⑩療養期間 ⑪診療実日数 ⑫処理区分 2 9 0 5 1 9 - 2 9 0 5 3 1 1 3 日		
⑬合計額 修正欄 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇		
⑭+⑮ 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇		
労働者名 ( 〇 〇 歳 ) 事業の名称 事業場の所在地 〇 〇 都道府県 〇 〇 市区市	傷病の部位及び傷病名 左肘橈骨骨頭部粉碎骨折 傷病の経過 術後の経過良好であったが、一部骨折の癒合不全が認められ、左肘関節形成手術施行目的の為、再入院となった。	
診療内容 ①初診 時間外・休日・深夜 ③指導 ④在宅 ⑭投 ②内服 ②屯服 ③外用 ④調剤	点数(点) ②内服 単位 ②屯服 単位 ③外用 単位 ④調剤 日	⑩ * 入退院歴 29年2月1日~29年3月10日 29年5月19日~ * 一般病棟入院基本料 15対1入院基本料 (14日以内) 1,698 × 12 * 外泊 (5月28日) 187 × 1 * 看護補助加算 3 56 × 12

正しい算定 3

①新継再別 ②転帰事由 1 初診 5 1 治癒 3 2 再診 6 2 継続 4 3 転院 7 3 中止 5 4 死亡 8 4 死亡 9		③支払額
④府県所管管轄 基幹番号 枝番号 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇		⑤増減コード及び増減額
⑥生年月日 ⑦傷病年月日 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 2 9 0 2 0 1		⑧増減理由 ⑨決定年月日
⑩療養期間 ⑪診療実日数 ⑫処理区分 2 9 0 5 1 9 - 2 9 0 5 3 1 1 3 日		
⑬合計額 修正欄 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇		
⑭+⑮ 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇		
労働者名 ( 〇 〇 歳 ) 事業の名称 事業場の所在地 〇 〇 都道府県 〇 〇 市区市	傷病の部位及び傷病名 左肘橈骨骨頭部粉碎骨折 傷病の経過 術後の経過良好であったが、一部骨折の癒合不全が認められ、左肘関節形成手術施行目的の為、再入院となった。	
診療内容 ①初診 時間外・休日・深夜 ③指導 ④在宅 ⑭投 ②内服 ②屯服 ③外用 ④調剤	点数(点) ②内服 単位 ②屯服 単位 ③外用 単位 ④調剤 日	⑩ * 入退院歴 29年2月1日~29年3月10日 29年5月19日~ * 一般病棟入院基本料 15対1入院基本料 970 × 12 * 外泊 (5月28日) 145 × 1 * 看護補助加算 3 56 × 12

入院期間の計算上、起算日が変わらないものとして取り扱われる再入院であり、起算日からすでに2週間を超えているため、1.01倍で算定します。また、外泊期間中の入院料については、入院基本料の基本点数に0.15を掛けた点数を1.01倍します。

したがって、この事例の場合、入院基本料は次のように算定します。

**入院基本料**  
 基本点数  
 960点 × 1.01 = 970点

**外泊期間中の入院基本料**  
 基本点数  
 960点 × 0.15 = 144点  
 144点 × 1.01 = 145点

なお、「入院基本料等加算」である看護補助加算については、1.01倍はできません。

## 例題

## 算定しましょう

次の手術を同時に行った場合

例題

01

左手第2指 K089 爪甲除去術  
左足第4指 K089 爪甲除去術

例題

02

左手掌 K000 創傷処理（筋肉・臓器に達しないもの）3cm  
左足底部 K000 創傷処理（筋肉・臓器に達しないもの）9cm  
（真皮縫合を伴う）及びデブリードマン  
左頬部 K000 創傷処理（筋肉・臓器に達するもの）3cm  
（真皮縫合を伴う）

例題

03

左手第1指 K099 指癒痕拘縮手術  
左上腕部 K010 癒痕拘縮形成手術

例題

04

左手第5指 K037 腱縫合術  
〔時間外：時間外加算2を算定する医療機関〕

例題

05

左手背の同一部位に行った場合  
K002 デブリードマン（100cm<sup>2</sup>未満）  
K013 分層植皮術（25cm<sup>2</sup>未満）

例題

06

左下腿の同一部位に行った場合  
K046 骨折観血的手術  
K059 骨移植術（自家骨移植）〔腸骨より骨片を切採し移植した場合〕

# 解答と解説

例題

01

左手第2指 K089 爪甲除去術  
左足第4指 K089 爪甲除去術

## 解答と解説

左手第2指 爪甲除去術	640点	×	四肢加算 2.0	=	1,280点
左足第4指 爪甲除去術	640点	×	1.5	=	960点
合計					2,240点

四肢の傷病に対して行われた爪甲除去術（筋骨格系・四肢・体幹の手術）は、四肢加算の対象となります。手部は健保点数の2.0倍で算定します。また、足部は健保点数の1.5倍で算定します。

例題

02

左手掌 K000 創傷処理（筋肉・臓器に達しないもの）3cm  
左足底部 K000 創傷処理（筋肉・臓器に達しないもの）9cm  
（真皮縫合を伴う）及びデブリードマン  
左頬部 K000 創傷処理（筋肉・臓器に達するもの）3cm  
（真皮縫合を伴う）

## 解答と解説

		真皮縫合加算	デブリードマン加算	四肢加算	
左手掌 創傷処理 4	470点			× 2.0	= 940点
左足底部 創傷処理 5	(850点 + 460点 + 100点)			× 1.5	= 2,115点
左頬部 創傷処理 1	1,250点 + 460点				= 1,710点
合計					4,765点

四肢の傷病に対して行われた創傷処理は、四肢加算の対象となります。手部（手の指の創傷処理（筋肉・臓器に達しないもの）を除く）は健保点数の2.0倍、足部は健保点数の1.5倍で算定します。

また、医科点数表手術料の区分の注に規定する加算は、四肢加算の対象となります。したがって、足部は真皮縫合加算及びデブリードマン加算を合計した後の点数に対して四肢加算します。

なお、顔面は四肢加算の対象部位ではないため、創傷処理が行われた場合でも四肢加算を算定することはできません。

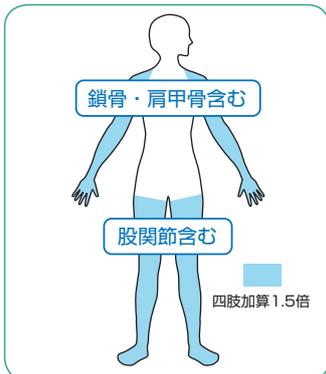
### 四肢加算一覧表（リハビリテーション料）

		労災独自の点数	四肢加算 1.5倍
心大血管疾患リハビリテーション料	(Ⅰ)	250	375
	(Ⅱ)	125	188
脳血管疾患等リハビリテーション料	(Ⅰ)	250	375
	(Ⅱ)	200	300
	(Ⅲ)	100	150
廃用症候群リハビリテーション料	(Ⅰ)	250	375
	(Ⅱ)	200	300
	(Ⅲ)	100	150
運動器リハビリテーション料	(Ⅰ)	190	285
	(Ⅱ)	180	270
	(Ⅲ)	85	128
呼吸器リハビリテーション料	(Ⅰ)	180	270
	(Ⅱ)	85	128

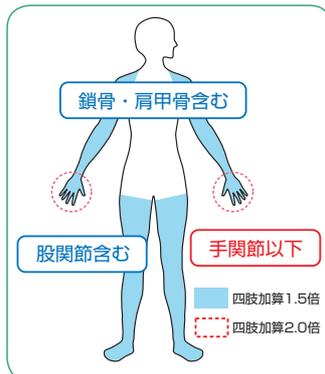
### 四肢加算一覧表（処置料）

			四肢加算					四肢加算	
			1.5倍	2.0倍				1.5倍	2.0倍
一般処置	創傷処置 (単位：cm)	1 100未満	68	90	皮膚科 軟膏処置 (単位：cm)	1 100以上500未満	83	110	
		2 100以上500未満	90	120		2 500以上3,000未満	128	170	
		3 500以上3,000未満	135	180		3 3,000以上6,000未満	233	310	
		4 3,000以上6,000未満	240	320		4 6,000以上	405	540	
		5 6,000以上	413	550		皮膚科 光線療法	1 赤外線又は紫外線療法	68	
	熱傷処置 (単位：cm)	1 100未満	203	270	2 長波又は中波紫外線療法 (概ね290nm以上315nm以下)		225		
		2 100以上500未満	221	294	3 中波紫外線療法 (308nm以上313nm以下に限定)		510		
		3 500以上3,000未満	338	450	整形外科的処置	消炎鎮痛等 処置	1 手技による療法	53	
		4 3,000以上6,000未満	630	840			2 器具等による療法	53	
	5 6,000以上	1,875	2,500	3 湿布処置			53	70	
	重度褥瘡処置 (単位：cm)	1 100未満	135	180		関節穿刺(片側)	150	200	
		2 100以上500未満	147	196		粘(滑)液嚢穿刺注入(片側)	120	160	
		3 500以上3,000未満	225	300	ガングリオン穿刺術	120	160		
		4 3,000以上6,000未満	420	560	ガングリオン圧碎法	120	160		
		5 6,000以上	750	1,000	鋼線等による直達牽引(2日目以降)	75			
爪甲除去(麻酔を要しないもの)	90	120	介達牽引	53					
穿刺排膿後薬液注入	68	90	矯正固定	53					
ドレーン法	1 持続的吸引を行うもの	75	100	変形機械矯正術	53				
	2 その他のもの	38	50	低出力レーザー照射	53				
絆創膏固定術	750								
鎖骨骨折固定術	750								

#### リハビリテーション料



#### 処置料



#### 手術料

